

令和6年3月 改訂版



由利本荘市総合計画
新創造ビジョン
後期基本計画



秋田県 由利本荘市



「希望あふれる、優しい由利本荘市」の 実現をめざして

～由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」
(改訂版) の刊行に寄せて～

平成17年の新市誕生の幕開けにふさわしい活力あるスタートを切るべく「地域の一体化と地域全体の成長発展」による新しいまちづくりを思い描き、由利本荘市で最初の総合計画「由利本荘市総合発展計画」が策定されてから15年が経過しました。

この間、全国的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化など、時代の潮流や地域社会の変化に適切に対応していくため、平成27年には次の10年を見据えたまちづくりの指針として、第2次の総合計画となる「由利本荘市総合計画『新創造ビジョン』」を策定し、現在に至っています。

そうした中にあって、私たちの市は今、2つの大きな課題に直面しています。

2000年代に入り加速し始めた本市の人口減少は、当初の想定を大きく上回る勢いで進んでおり、特に全国的な問題でもある地方から首都圏等への若者を中心とする人口の流出により、地元企業は人手を失い、地域社会からにぎわいと活力が奪われていきました。

それに追い打ちをかけるように、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、飲食、観光、宿泊などの経済活動は言うまでもなく、地域の歴史や文化に根ざした地域活動などあらゆるものに影響を与え、社会全体が先行きの見えない不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした、大都市における過密の回避と非接触の浸透は、テレワークやワーケーションなどの時間と場所を問わない新しい働き方として地方への人の流れを作り出しており、ライフスタイルや価値観の変化による地方回帰の機運を着実な成果につなげていくためにも、こうしたトレンドを一過性のものに終わらせない、強い政策的な後押しが不可欠と考えます。

こうした点を踏まえながら、人口減少下にあっても誰もが希望を持って活躍できる、持続可能な社会の実現に取り組みながらも、社会環境の変化にはスピード感を持って的確に対応することを目指して策定したものが、新創造ビジョン後期基本計画「重点化プロジェクト」です。

今後、本プロジェクトを着実に推進し、諸課題に迅速かつ柔軟に対応するためには、行政だけではなく、市民や企業をも巻き込んだ取組が何よりも重要であります。

私は今年4月の市長就任にあたり「5つのオープン」を市政運営のキーワードに掲げました。市の取り組みを最大限発信し、併せて多くの市民の皆様からの声をいただき、そしてその声を力にすることで、市と市民が持つ英知が結集され、本市が持つポテンシャルを引き出すことができるとの熱い思いからです。

市と市民ががっちりとスクラムを組み、本市の未来をみんなで創り上げることを通して、誰もがふるさとを愛し、自信と誇りを持って活躍できる、希望あふれる、優しい由利本荘市を創造してまいります。

令和3年9月

由利本荘市長

湊 貴信

目 次

はじめに	1
第1節 後期基本計画策定の趣旨	2
第2節 総合計画「新創造ビジョン」の概要	3
第3節 基本構想の概要	4
1. まちづくりの基本理念	4
2. まちの将来像	5
3. まちづくり重点戦略	6
4. まちづくり政策体系	8
5. まちづくり基本政策	9
第4節 後期基本計画の策定体制	16
 後期基本計画	17
後期基本計画重点化プロジェクト	18
1. プロジェクトの趣旨	19
2. 本市を取り巻く昨今の課題	20
3. 重点化プロジェクトを推進する上で重要な2つの視点	21
4. 未来のさらなる飛躍を実現する「6つの重点施策」	22
後期基本計画 基本政策	25
基本政策1 力強い産業振興と雇用創出	27
政策1-(1) 事業意欲の喚起と雇用対策の強化	27
政策1-(2) 工業の振興	30
政策1-(3) 商業の振興	32
政策1-(4) 農業の振興	34
政策1-(5) 林業の振興	38
政策1-(6) 水産業の振興	40
政策1-(7) 観光の振興	42
基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上	44
政策2-(1) 自然環境の保全・活用	44
政策2-(2) 快適な住環境の整備	46
政策2-(3) 機能的な社会基盤の整備	48
政策2-(4) 防災・減災のまちづくり	50
基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実	52
政策3-(1) 保健・医療の充実	52
政策3-(2) 子ども・子育て支援の充実	54
政策3-(3) 高齢者福祉の充実	56
政策3-(4) 障がい者福祉の充実	58
政策3-(5) 地域福祉・社会保障の推進	60
基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり	62
政策4-(1) 幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実	62
政策4-(2) 生涯学習社会の推進	64
政策4-(3) スポーツ立市の推進	66
基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営	68
政策5-(1) 男女共同参画社会の推進	68
政策5-(2) 国内外交流の推進	70
政策5-(3) 住民自治の充実	72
政策5-(4) 開かれた市政の推進	74
 後期基本計画策定資料	77
•市民アンケート調査の結果について	78
•新型コロナウイルス感染症と人口減少の状況について	92
•地区別将来人口推計について	104
•基本計画成果指標比較一覧	130

はじめに

第1節 後期基本計画策定の趣旨

第2節 総合計画「新創造ビジョン」の概要

第3節 基本構想の概要

第4節 後期基本計画の策定体制

第1節 後期基本計画策定の趣旨

由利本荘市では、平成27年度に、次の10年を見据えたまちづくりの基本理念をはじめとして、中長期的な展望に立った重点戦略と基本政策を定め、新たなまちづくりの実現に向けて全市的な取組を展開するために由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」を策定いたしました。

この計画は、まちの将来像を「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）～新たな「由利本荘市」への進化」と定め、10年間の基本構想と前期5年間の基本計画から構成されておりますが、令和元年度をもって前期基本計画が終了することから、令和2年度からの後期基本計画を策定いたしました。

これまで、「人口減少に歯止めをかける」ことを最重要課題と位置づけ、戦略的な施策事業として、産業集積の強靭化と雇用創出を始め、生活環境の充実を軸に総合的な移住・定住促進に取り組みながら、さらに好循環なまちづくりを生み出すために、平成27年11月には、人口減少抑制に焦点を絞った施策を示した「由利本荘市人口ビジョン及び総合戦略」を策定することで、チーム「オール由利本荘」として市民が一体感を持ちながら、その実現に向かって全力で取り組んでまいりました。

現在、本市が置かれている状況は5年前と大きく変わっている部分もあります。特に将来人口推計では、全国的に首都圏への人口流入が止まらないため、地方では前期計画策定期点からさらに厳しい推計数値が発表されております。しかしながら、本市への移住者数の増加や転出者の減少により社会減が抑制傾向を示しつつあるほか、産業関係では製造品出荷額が大幅な伸びを見せるなど明るい兆しも見えてきております。

そうしたなか、基本構想に示す将来人口目標（令和7年 70,000人以上）^{*}を最新の将来人口推計に従って安易に変更することは適当ではないと考え、取り組むべき政策の方向性を大きくえること無く、引き続き本市で暮らす全ての皆様の安全・安心の確保を始めとした暮らしやすいまちづくりを目指し、また、本市が持つ可能性を活かして地域価値を創造し高める施策を推進してまいります。

後期基本計画の策定では、前期基本計画の検証が重要であることから、成果指標の評価を行なうとともに、市民アンケートを実施し、また、市議会議員の皆様や新たなまちづくり検討委員会、各地域のまちづくり協議会など、広く市民のみなさまの声をお聞きしたうえで計画策定をしております。

* 令和2年3月の後期基本計画策定期の将来人口目標は（令和6年 72,000人以上。）

第2節 総合計画「新創造ビジョン」の概要

〈計画の位置づけ〉

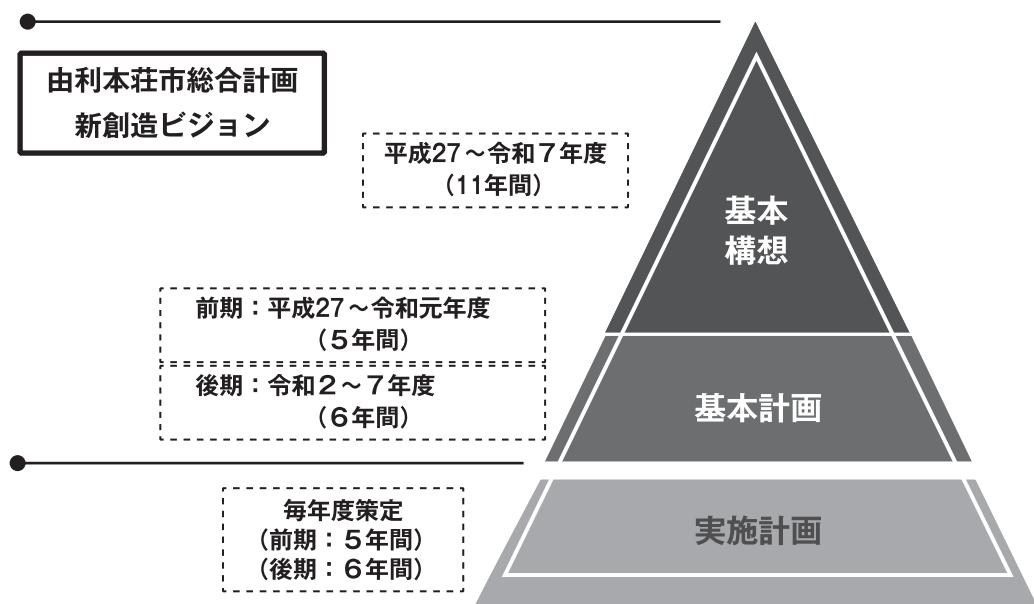
本計画は、まちづくりの基本理念と11年後のまちの将来像を定め、その実現に向けて、基本となる戦略・政策を定める市政経営方針です。

本計画は、市政経営の最上位計画に位置づけられるものであり、市民・地域企業・関係機関・行政が本市のまちの将来像を共有し、その実現に向かって、チーム「オール由利本荘」で新たなまちづくりを進める「羅針盤」の役割を果たします。

〈計画構成・計画期間〉

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

	基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の新たなまちづくりにおける基本理念とまちの将来像を定め、その実現に向けての重点戦略及び基本政策を示す。 ●計画期間は、平成27～令和7年度（11年間）。
本計画	基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想に基づき展開する、具体的な施策を示す。 ●社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期・後期で策定する。 ●計画期間は、前期5年間（平成27～令和元年度）、後期6年間（令和2～7年度）。
別途策定	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく年度毎の事業内容及び事業費を示す。 ●財政計画との整合性を図るため、前期5年、後期6年とし、毎年度見直すローリング方式とする。



第3節 基本構想の概要

1. まちづくりの基本理念

本市では、市民憲章を次のように定めています。

- 一 豊かな水と緑を守り育て、生命力に満ちた自然との共生につとめます。
- 一 思いやりと感謝の心で助け合い、温かな家庭と平和なまちをつくります。
- 一 すすんで心身をきたえ、健康で笑顔あふれる明るい社会をきずきます。
- 一 ふるさとに学び、心を世界に開いて、文化の香り高い風土をそだてます。
- 一 生きがいと誇りを持って仕事に励み、希望に満ちた明日へ向かってすすみます。

市民憲章は、全市民による持続的な努力目標を定めたものであり、まちづくりを進めていく基本的な方針として、本市が誕生した際のまちづくりの基本理念の考え方を継承します。

[I] 人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり

本市は、秀麗鳥海山を源流とする子吉川が紺青の日本海に注ぐ、「山・川・海」の大自然に恵まれた地域です。この豊かな自然の恵みを受けた地域の基幹産業である農業を始め、林業、水産業をこれからも守り育てていきます。

市域の中で、個性や独自の文化を持つ地域について、お互いがそれぞれを認め合いながら、市民が心を一つにして健やかで創造性あふれる新たなまちづくりを目指します。

[II] 交流とにぎわいを生み出す、活き活きと躍動するまちづくり

全国有数の広い面積を持つ本市は、地域特性を活かした発展を目指します。力強い産業振興と雇用の創出を図るとともに、県立大学を核とした学園都市づくりを推進し、内外の活発な交流を促しながら、市民が市全域で活き活きと躍動する新たなまちづくりを目指します。

[III] 住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

それぞれの地域の独自性を活かしながら、各地域における自治活動を通して地域の魅力を高め、地域を支える人づくりを進めます。

本市がうるおいとやすらぎにあふれ、市民一人ひとりが幸せと誇りを実感できるように、市民と行政が協働して新しいまちの可能性を切り開いていき、地域の課題は地域が解決していく自立した新たなまちづくりを目指します。

2. まちの将来像

市民憲章とまちづくりの基本理念の実現に向けて、本市の目指すまちの将来像を次のとおり定めます。

〈まちの将来像〉

人と自然が共生する躍動と創造の都市 ～新たな「由利本荘市」への進化～

「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」の実現に向けて、第2ステージとなる次の10年を、“21世紀半ばを目標に、由利本荘市として新たなまちづくりの実現のために進化する10年”と捉え、そのためには『人口減少に歯止めをかけること』が最大のテーマとなります。

この最大のテーマに挑戦する、まちづくり第2ステージの戦略方針を「国内外から人と財が集まる「地域価値（由利本荘ブランド）」を創造する」とします。

本市の目指す地域価値（由利本荘ブランド）とは、経済産業分野における「新たな事業や研究に挑戦できる地域」「人々が働きたい地域」の創造であり、生活分野における「子どもを産み育てやすい地域」「生きがいあふれる地域」の創造を意味します。

この4つの地域価値を創造することにより、転出減と転入増による社会動態の改善とともに出生数増加と健康長寿社会を実現し、人口減少に歯止めをかけます。

本市の持つ可能性（ポテンシャル）を活かして、国内外にこの地域価値を示すことにより、あらゆる分野で人も財（多種多様な地域資源）も集まるような、市民が躍動と創造のまちを実感できる由利本荘市に進化することを目指します。

〈将来人口目標〉

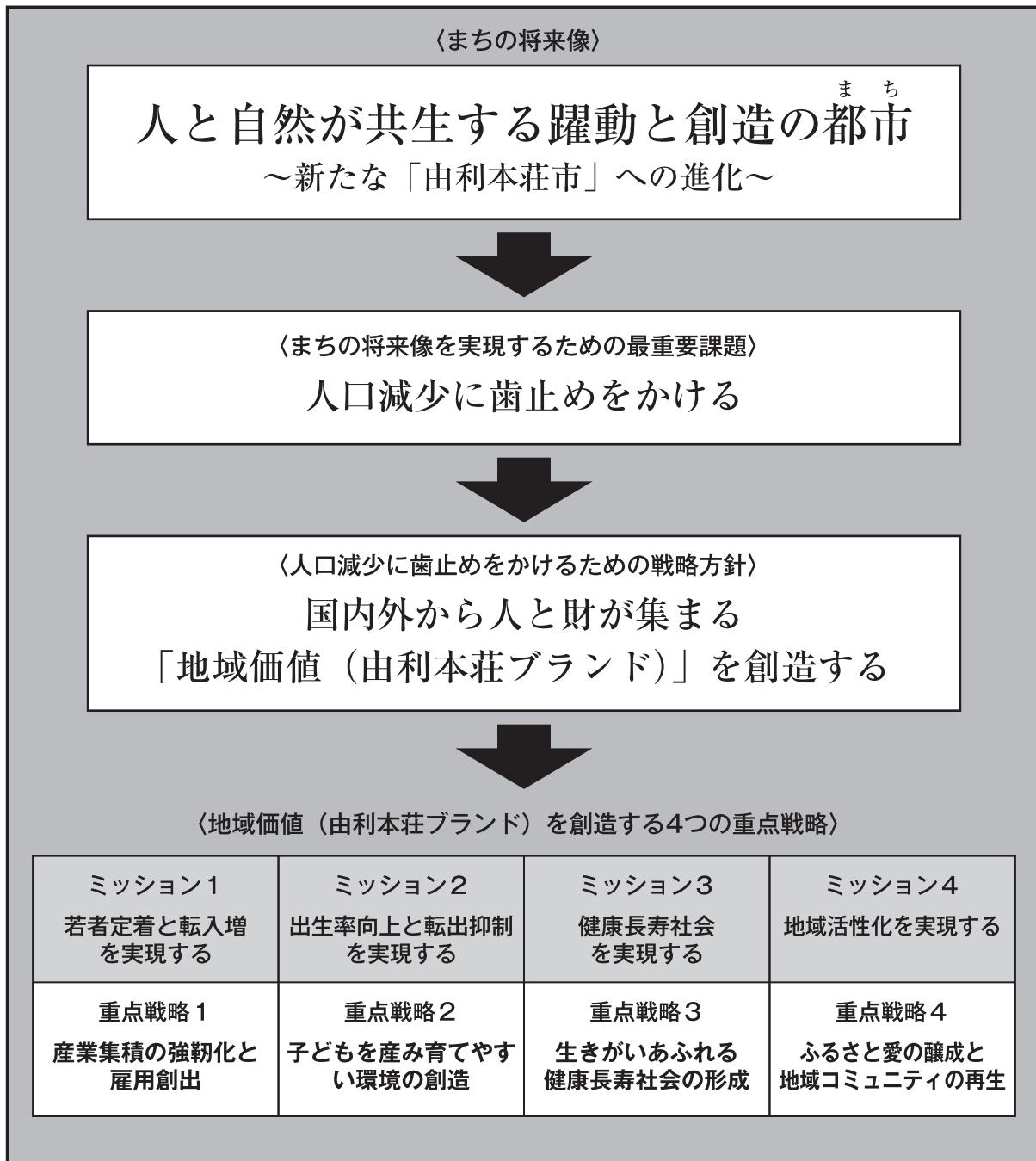
令和7年 70,000人以上

この新創造ビジョンによる戦略的な施策事業として、産業集積の強靭化と雇用創出を始め、生活環境の充実を軸に総合的な移住・定住促進に全力で取り組むとともに、実践成果として、将来人口目標は令和7年の推計値を上回る70,000人以上を目指します。

3. まちづくり重点戦略

まちの将来像の実現に向けて、本市最大のテーマである『人口減少に歯止めをかける』ために、国内外から多くの人と財が集まってくる「地域価値（由利本荘ブランド）」の創造につながる重点戦略を定め、本計画期間で重点的に取り組みます。

〈まちづくり重点戦略の全体像〉



重点戦略1 産業集積の強靭化と雇用創出

本市最大の知的財産である県立大学本荘キャンパスと地域企業等との「产学研官金連携」をより一層戦略的に実践し、新たな可能性を広げる事業拡大・再生・起業に挑戦（チャレンジ）する意欲を後押しする事業環境を創造し、力強く産業集積の強靭化を進めます。

産業集積の強靭化と並行して、地域の潜在的な労働力と観光資源を掘り起こしながら、地域での様々な働き方を広げ、就労機会の拡大を図ることにより、若者定着と転入増加に結びつけます。

重点戦略2 子どもを産み育てやすい環境の創造

まちづくりの根幹をなすのは「人づくり」です。新たなまちづくりを実現していくためには、次代を担う子どもの成長を支える環境づくりが極めて重要なことから、県立大学等との包括的な連携体制の強化を始め、多様な地域資源を活かしながら、子どもがたくましく育つ教育環境を創造します。

加えて、子どもを安心して育てられる保育・医療・就労支援にかかる総合的かつ包括的な施策の充実を図ることにより、出生率の向上と若者の転出抑制などに相乗の効果を生み出します。

重点戦略3 生きがいあふれる健康長寿社会の形成

全国で高齢期を迎える人数が急速に増加する超高齢社会において、豊かな自然環境の中で「生きがい」を見つけることのできる地域の形成は、市内出身者には「誇りと魅力あふれるふるさと」となり、市外出身者には「人生の希望の地」として、相乗の地域効果を生み出します。

本市で暮らす高齢者がスポーツや武道を通して心身の健康づくりとともに、地域において、市民自らの個性や能力を発揮する地域づくりを進め、「誰もが活躍する地域づくり」により、地域活力の維持・向上と市民の健康長寿の両立を実現します。

さらには、こうした地域の魅力を全国に発信することによって、高齢者のみならず、幅広い年齢層の市内出身者及び市外出身者の転入促進に結びつけます。

重点戦略4 ふるさと愛の醸成と地域コミュニティの再生

世界レベルで低炭素社会への転換が求められている時代にあって、100年後も「ふるさと遺伝子（由利本荘市のDNA）」を受け継ぐまちであり続けるために、各地域の絆を大切にし、市民主体で自然環境の保全、地域文化の継承、貴重な景観の保全・創出を進めます。

また、市民活動の舞台となる各地域の「暮らしやすさ」「にぎわい」「結びつき」の充実・再生を進め、地域コミュニティの再生に取り組みます。

こうした地域中心の活動を通じて、市民一人ひとりのふるさと愛の醸成と地域活性化につなげ、さらに地域の一員としての定住志向や市内外出身者のAターン促進に結びつけます。

4. まちづくり政策体系

まちづくりの基本理念

- [I] 人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり
- [II] 交流とにぎわいを生み出す、活き活きと躍動するまちづくり
- [III] 住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり



まちの将来像

人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）
～新たな「由利本荘市」への進化～



まちづくり重点戦略

【戦略方針】 国内外から人と財が集まる「地域価値（由利本荘ブランド）」を創造する

重点戦略1 産業集積の強靭化と雇用創出

重点戦略3 生きがいあふれる健康長寿社会の形成

重点戦略2 子どもを産み育てやすい環境の創造

重点戦略4 ふるさと愛の醸成と地域コミュニティの再生



まちづくり基本政策

基本政策1
力強い産業振興と雇用創出

基本政策2
安全・安心・快適な定住環境の向上

基本政策3
笑顔あふれる健康・福祉の充実

基本政策4
ふるさと愛を育む次代の人づくり

基本政策5
市民主役の地域づくりと市政経営

5. まちづくり基本政策

まちの将来像を実現するため、「まちづくり基本政策」を定めます。

基本政策は「まちづくり重点戦略」を包含するとともに、市内・市外の視点を交え、市民の安全・安心・快適な生活環境の向上と市の成長・発展を目指します。

基本政策1 力強い産業振興と雇用創出

地域産業の振興は定住人口の増加と地域の活性化につながり、新たなまちづくりを実現する「原動力」になります。グローバル化する社会経済情勢を見据え、世界を意識しながら、地域特性を活かす力強い産業振興と雇用創出を目指します。

政策1－（1）事業意欲の喚起と雇用対策の強化

個人や中小企業が新しいビジネスに挑戦（チャレンジ）する意欲を高め、市内外から第二創業や起業に挑戦（チャレンジ）する人財、資金、情報、斬新なビジネスアイデアが集積する「事業チャレンジ都市」を目指します。

雇用創出に向けた事業環境の構築と積極的な就労支援により、市民もAターン希望者も「働きやすい由利本荘市」を目指します。

政策1－（2）工業の振興

県の製造業全体を牽引する本市の電子部品・デバイス関連産業に加え、航空機・自動車等輸送機関連産業に参入する地域企業の取り組みを戦略的に支援し、相乗の産業効果を生み出すとともに、ものづくり産業の集積と強靭化を目指します。

県立大学と本荘由利産学共同研究センターを中心に産学官金連携や企業間連携、異業種間連携を深化させ、新たな地域産業の創造を目指します。

政策1－（3）商業の振興

まちのにぎわい創出と商業の活性化に向けて、中心市街地における魅力あふれる商業ゾーンを形成します。

各地域の特性を活かし、事業者の創意工夫と農商工・観光分野を始め、大学との地学連携により、既存の枠組みを超えた新しい商業への挑戦（チャレンジ）を促進します。

政策1－（4） 農業の振興

国内外の消費動向分析を行い、戦略性を持って競争力の高い地域ブランド產品の開発、生産、販路開拓に取り組む「攻めの農業・畜産業」を目指します。

農業の持つ国土保全機能の強化に向けて、営農組織の法人化と優良農地の拡大を進めながら、持続可能な農業の発展を目指します。

政策1－（5） 林業の振興

森林施業の効率化に向けた生産基盤の整備と計画的な植栽・保育・間伐により、安定した林業経営を促進するとともに、優良秋田杉や地場産材の販路・用途の拡大を図ることにより、多面的な公益的機能を有する森林資源の保全を図ります。

政策1－（6） 水産業の振興

つくり育てる漁業のための基盤整備を進め、資源の確保・増殖による長期的な漁業経営の安定化を図ります。

加えて、地域ブランド化を目指した高付加価値を創出するとともに、食品・水産加工分野における戦略的な取り組みを始め、観光と連携した体験型漁業を推進し、魅力ある水産資源を活かした水産業の再生を目指します。

政策1－（7） 観光の振興

「地域そのものが最大の観光資源である」という認識のもと、本市独自の体験型観光（ツーリズム）の開発と情報発信力の強化を中心に、交通体系（2次アクセス）の充実、観光交流拠点の整備、由利高原鉄道（鳥海山ろく線）の活用に加えて、さらに、新たな観光資源としても大きな魅力を持つ鳥海ダムの活用などを進め、国内外から選ばれる「滞在型観光地」を目指します。

基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上

将来にわたり、本市最大の地域資源である豊かな自然と美しい景観を継承していく中で、利便性と安全性を備えた快適な生活空間を形成し、定住者と移住者の増加につなげる「環境共生社会」を目指します。

政策2－（1）自然環境の保全・活用

豊かな自然環境の保全・活用に向けて、バイオマстаун構想と3R（注1）の一層の普及、化石燃料に依存しない再生可能エネルギー（注2）を含む地域エネルギー資源の利活用により、市全体で資源循環型社会の形成と地球温暖化防止を推進します。

市民、地域、関係機関そして国内外の協力を得て、貴重な歴史的・文化的景観や農村・農景観という「ふるさと由利本荘を伝える景観」の保全を推進します。

政策2－（2）快適な住環境の整備

産業、雇用、商業、観光、教育、医療・福祉などの都市機能集積の充実による「にぎわい拠点」の創出を官民一体となって推進します。

地域毎の特性を活かし、ふれあいを育む良質かつ安全な住環境の形成や上下水道などの生活基盤整備を総合的かつ計画的に推進し、定住地として快適な住環境の向上を図ります。

政策2－（3）機能的な社会基盤の整備

本市の成長・発展に不可欠な「人・もの・情報」の流れを活性化する社会インフラ（注3）の強化に向けて、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を含む幹線・生活道路網の充実、鳥海ダムの建設促進、鉄道やバスによる地域間・地域内交通体系の充実、情報通信基盤の高度化、効果的な雪対策を推進します。

政策2－（4）防災・減災のまちづくり

風水害、地震、噴火などの自然災害に備えるため、地域内のつながりをより一層強めるとともに、拠点施設・避難施設・防災設備の整備・更新を計画的に推進します。

災害時の被害の軽減（減災）、犯罪や交通事故の未然防止に向けて、市民一人ひとりが、安全意識の高いまちづくりを目指します。

注1 3R（スリーアール）：Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもので、環境と経済が両立した資源循環型社会を形成するためのキーワードである。

注2 再生可能エネルギー：バイオマス（家畜糞尿、間伐材等を用いた燃料）、太陽熱利用、風力発電、太陽光発電、水力発電などをいう。

注3 インフラ：「インフラストラクチャー」の略。ここでは経済活動や社会生活の基盤を形成する施設をいう。

基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実

少子高齢社会を迎えた本市では、子どもを産み育てやすいまちづくりと、健康長寿社会を形成していくことが大きなテーマです。

そのため、市民自身の意欲と地域の絆を大切にしながら、「ひとりがみんなのために」「みんながひとりのために」という互いに支え合い、助け合う共助の考えを基本に、市民の笑顔があふれる健康・福祉のまちづくりを目指します。

政策3－（1）保健・医療の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康管理力を身につけるよう、市民自身の健康意識を高めるとともに、本市の疾病特性に応じた効果的な健康増進対策を推進します。

生活の安心感に不可欠な医療の充実に向けて、産婦人科の維持と診療科目の充実、救急医療体制の強化、少子高齢社会に備えた地域完結型医療体制の一層の充実を図ります。

政策3－（2）子ども・子育て支援の充実

「子どもが主人公（チルドレンファースト）」（注4）を基本方針に、周産期から思春期を通してすべての子育て家庭への支援を地域や関係機関と連携して進め、子どもたちが家族と地域に見守られて健やかに成長できる子育て支援の充実を図ります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくりに向けて、家庭・事業者・関係機関と一層の連携を図ります。

政策3－（3）高齢者福祉の充実

超高齢社会において最も重要な「健康寿命の延伸」を目指し、正しい生活習慣の定着と、生きがいづくりにつながる社会参加や地域支え合い活動の普及を推進します。

援助の必要な人が必要な支援を利用できるよう、地域全体で認知症予防や介護予防を進めるとともに、本市独自の地域包括ケアシステムの強化を図ります。

注4 チルドレンファースト：平成6年4月22日批准の「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を踏まえた、国の基本方針。「子どもと子育てを応援する社会に向けて、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組む」ことをいう。

政策3－（4） 障がい者福祉の充実

障がい者福祉の充実を図るため、リハビリテーション（注5）とノーマライゼーション（注6）を基本理念に、幼少期から高齢期までそれぞれのライフステージにおいて、障がいや病気にかかわらず、本人の意思を尊重する暮らしを支える総合的・継続的な支援体制を充実するとともに、企業、学校、関係団体、地域との連携を図ります。

政策3－（5） 地域福祉・社会保障の推進

市民一人ひとりに「共に生きる」意識の普及を図るとともに、誰もが参加しやすいボランティア活動の拡充により、地域の絆を活かす地域福祉活動の充実を図ります。

国の社会保障制度の持続的な運用に向けて、市民一人ひとりのきめ細かな状況を把握し、適正な給付と負担の実施に努めます。

注5 リハビリテーション：障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に發揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指す考え方。

注6 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も社会の中で普通の生活を送り、共に生きる社会が通常の社会であるという考え方。

基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり

社会経済情勢がますますグローバル化する時代を迎え、21世紀を生きる子どもたちが個性と創造力を伸ばすことのできる学社連携の教育環境を形成するとともに、市民一人ひとりの見識・技能・経験をあらゆる領域で存分に発揮することのできる生涯学習社会の形成とスポーツ立市を目指します。

政策4－（1）幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実

幼児期から青少年期にかけて一貫した教育理念のもと、子どもたちが「ふるさと愛」を育み、21世紀をたくましく生き抜く力と「知・徳・体」を身につけられるよう、学校、家庭、地域の連携による一人ひとりを大切にする教育を推進します。

今後の児童数や教育制度改革の動向を勘案しつつ、県立大学との包括的な連携を活かしながら、学園都市としての地学連携の取り組みを推進します。

政策4－（2）生涯学習社会の推進

一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、身につけた学習成果をあらゆる分野で地域や社会のために活用する生涯学習社会の形成を推進します。

様々な活動を通じた幅広い交流の中から、地域文化の継承や新たな文化の創造、地域の発展に寄与する指導者や地域リーダーの育成につなげます。

政策4－（3）スポーツ立市の推進

スポーツ基本法の理念に基づき、「する」「観る」「支える」スポーツの振興に取り組み、地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるよう、スポーツ環境の総合的な整備を図るとともに、市民のライフステージに応じた生涯スポーツ活動を推進します。

学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を目指すとともに、ジュニア期からのスポーツ競技力の向上、指導者等の充実を図り、スポーツ立市の実現に向けて、健康で元気なまちづくりを推進します。

基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営

市民主体の意欲的な地域づくり活動は、魅力あふれるまちづくりに大きな効果を生み出します。そのため、すべての領域で市民が能力を存分に發揮する環境づくりと、市民主役の地域づくりを進めるとともに、協働のまちづくりを実践しながら、市民満足度の高い市政経営を目指します。

政策5－（1）男女共同参画社会の推進

市民一人ひとりが、互いを尊重する意識を高めるとともに、あらゆる分野・組織において性別、年齢、国籍などにかかわりなく参画できる機運の醸成に努め、市民の能力を存分に發揮できる男女共同参画社会を推進します。

政策5－（2）国内外交流の推進

国内外の友好都市との交流事業をより一層深めるとともに、団体や市民レベルの多様な交流を発展させながら、交流活動を通じて得られた知見やネットワークを活かし、次代を担う人財の育成と新たな魅力づくりを推進します。

政策5－（3）住民自治の充実

市民一人ひとりが「自分のふるさとを守り、子どもたちに受け継いでいく」という意識を持ち、住民自治への意識啓発とリーダー育成や、まちづくり協議会による地域課題への取り組みなど、行政との適正な役割分担に基づく、住民自治のまちづくりを進めます。

政策5－（4）開かれた市政の推進

「市民目線の市政経営」を基本に、市民と民間の力を積極的に活用し、常に時代の先を見据えたまちづくり政策を展開します。

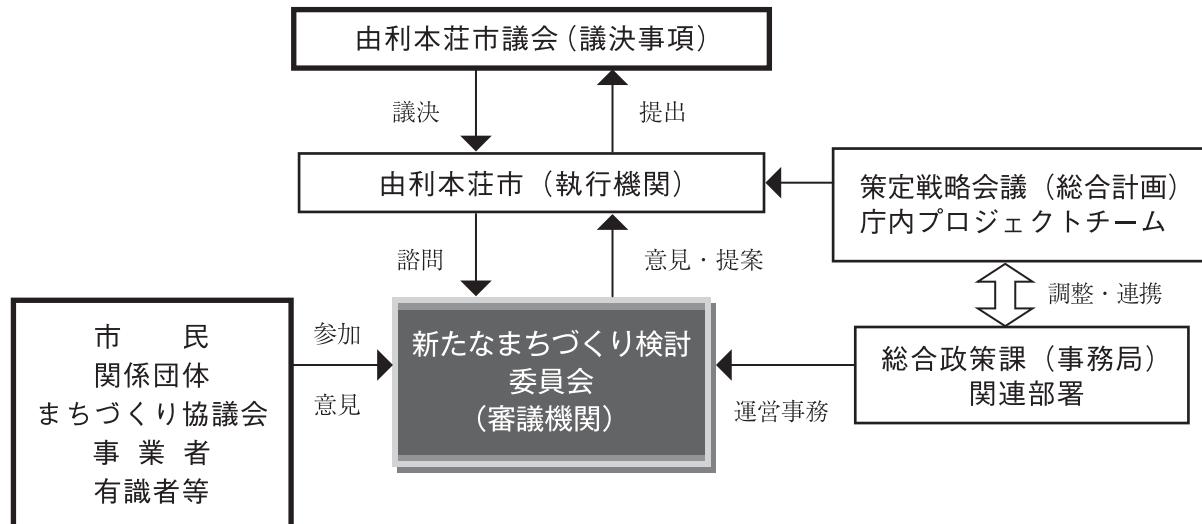
行政職員の課題解決力、チーム力、現場力の向上に取り組み、効率的で効果的な行政サービスの提供を推進します。

「最少の経費で最大の効果」を發揮するため、「選択と集中」による戦略的な施策事業の実施を始め、自主財源の確保、負担の公平化に取り組み、財政の健全化を推進します。

第4節 後期基本計画の策定体制

〈計画の策定体制〉

本計画の策定は、本市から新たなまちづくり検討委員会に諮問し、計画案を審議し意見・提案をいただくとともに、市民を始め、まちづくり協議会などからも意見をお聴きし、その意見を反映するよう努めました。



〈策定までのスケジュールと関係会議等開催状況〉

平成30年度

- | | |
|--------|-----------------|
| 8月～9月 | 市民アンケート実施 |
| 12月～2月 | まちづくり協議会アンケート実施 |
| ～3月 | 将来人口推計業務委託実施 |

令和元年度

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 7月19日 | 第1回新たなまちづくり検討委員会（原案説明等） |
| 8月6日 | 第2回新たなまちづくり検討委員会（意見・提案等に対する所管等説明） |
| 8月29日 | 第1回府内プロジェクトチーム（経済循環分析中間報告、総合戦略策定作業確認） |
| 8月30日 | 第1回策定戦略会議（前期進捗、基本計画原案、実施計画策定等） |
| 9月4日 | 市議会に対し基本計画原案提示および意見集約（全員協議会にて） |
| 10月3、4日 | 第2回府内プロジェクトチーム（所管作成原案に対する意見集約） |
| 11月8日 | 第2回策定戦略会議（基本計画最終案、実施計画策定方針、総合戦略策定方針） |
| 12月4日 | 第3回新たなまちづくり検討委員会（最終案説明、総合戦略原案説明） |
| 12月17日 | 市議会定例会において基本計画議決 |

〈改訂の状況〉

令和2年度

- | | |
|-------|--|
| 1月28日 | 第1回改訂 市議会臨時会において基本計画改訂議決
(一番堰まちづくり事業関連) |
|-------|--|

令和3年度

- | | |
|-------|---|
| 9月22日 | 第2回改訂 市議会定例会において基本計画改訂議決
(後期基本計画重点化プロジェクト関連) |
|-------|---|

令和5年度

- | | |
|-------|--|
| 3月19日 | 第3回改訂 市議会定例会において基本構想及び基本計画改訂議決
(将来人口目標及び計画期間延長関連) |
|-------|--|